

今年度より健康診査の受診者の方に、 受診時に健康診査の費用の一部を負担していただくことになりました。

ご理解とご協力をお願いいたします。

当日健診受付時に、健診の内容（A～Dコースの中から一つ選ぶ）をうかがいます。その際、自己負担金を徴収させていただきます。（例）Aコースを選択すると 自己負担金500円を当日徴収）

したがって、健診受診前までに、前頁「健診内容表」を参照し、自分が受診するコースの内容（A～Dコースの中から一つ）を選んでおいてください。

その他、大腸がん検診・前立腺がん検査は希望者のみとなります。

《注 意》

自己負担金は、当日おつりのないようを持参してください。

健診当日に健診料金を持参しない場合は、健診を受ける事ができませんので、あらかじめご了承ください。

○健診費用の自己負担金を免除される（無料）方は下記のとおりです。

昭和7年9月30日以前に生まれた方で、老人保健医療受給者証をお持ちの方

（年齢で判断できるため申し出の必要はありません）

65歳以上で障害の認定により老人保健医療受給者証をお持ちの方で申し出のあった方

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護を受けている世帯に属する方で申し出のあった方

当該年度分町民税非課税世帯に属する方で申し出のあった方

上記 ～ に該当する方につきましては、受診日前日までに、保健センターに申し出をしてください。

（当日健診受付時に免除券の受付はできませんのでご了承ください。）

なお、自己負担金の免除の申し出は、6月1日（水）より、電話又は保健センター窓口で受付します。

（受付時間 午前8時30分～午後5時15分）

申し出の際、免除申請書を記入していただき、確認後、免除券を発行しますので、必ず受診日前日までに申し出てください。（来庁の際は、印鑑を持参してください。）

健診自己負担金の免除の申し出、または健診追加申し込み等については下記までご連絡ください。

住民福祉課 保健予防係（役場左隣り保健センター）TEL62 - 9134 （有）9134

国民年金保険料は納期限までに

納期限は翌月末日

国民年金保険料は、翌月の末日が納期限となっています。保険料の納め忘れがあると、65歳から生涯受けられる「老齢基礎年金」や病気やケガで一定の障害が残った場合に受けられる「障害基礎年金」などが受けられない場合があります。保険料は納期限までに必ず納めましょう。

納め方はいろいろ

保険料は、毎年4月に送られる「国民年金保険料納付案内書」（納付書）により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアの窓口で納めます。また、インターネット等を利用して納めることもできます。ただし、金融機関との契約が必要です。

口座振替にすると

「忙しくてなかなか納めに行けない」という方は、納めに行く手間が省けて、納め忘れの心配もない口座振替のご利用をおすすめします。

希望される方は、金融機関・郵便局の窓口で「国民年金保険料口座振替申出書」の手続きを行ってください。手続きには、納付書または年金手帳・預貯金通帳・口座届出印が必要です。

また、当月分の保険料を当月末に引き落とす「早割」を利用すると、保険料が毎月40円割り引かれてお得です。ただし、初回は原則として、前月分と当月分の2ヶ月分が引き落とされます。

お問い合わせ

岡谷社会保険事務所内 年金電話相談センター

2414165